

## 相続税教室(1) もうすぐ相続税増税

いよいよ平成 27 年 1 月 1 日より相続税が増税されます。今回の増税のポイントは、何といても基礎控除が引き下げられることです。

現行の基礎控除

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数



H27 年からの基礎控除

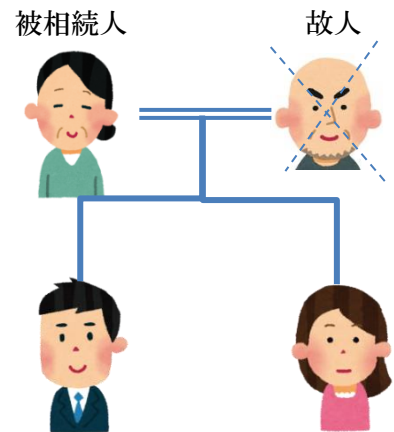
3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

これがどれだけの影響があるか、実例で見てみましょう。

父が亡くなり、70 代の母と長男、長女の子供 2 人の家族の例です。母は都内の自宅を父から相続して住んでいますが、子供達 2 人は、独立して別居しているとします。

母名義の  
相続財産

現預金	5,000 万円
自宅(土地・建物)	3,000 万円
合計	8,000 万円



相続財産	8,000 万円
<b>基礎控除</b>	<b>△ 7,000 万円</b>
課税遺産	1,000 万円
一人当たり課税遺産	500 万円
一人当たり税額	50 万円
<b>合計税額</b>	<b>100 万円</b>



相続財産	8,000 万円
<b>基礎控除</b>	<b>△ 4,200 万円</b>
課税遺産	3,800 万円
一人当たり課税遺産	1,900 万円
一人当たり税額	235 万円
<b>合計税額</b>	<b>470 万円</b>

当然、相続税額は大幅に増えます。

相続税率の改正

法定相続人の課税標準	現行	控除額	改正後	控除額
1,000 万円以下の金額	10%	-	10%	-
3,000 万円以下の金額	15%	50 万円	15%	50 万円
5,000 万円以下の金額	20%	200 万円	20%	200 万円
1 億円以下の金額	30%	700 万円	30%	700 万円
2 億円以下の金額	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
3 億円以下の金額			45%	2,700 万円
3 億円超の金額	50%	4,700 万円	50%	4,200 万円
6 億円以下の金額			55%	7,200 万円
6 億円超の金額				

今回は、**税率も一部上がり**ます。法定相続人一人当たりの課税標準が 3 億円以上の方が増税の対象で、6 億円以上は**最高税率が 55%**にもなります。

他に以下の改正も予定されています。

※贈与税の軽減

※小規模宅地の特例の改正

次回以降、順次見ていきましょう。